

2024年3月期第1四半期の単体ソルベンシー・マージン比率の公表について

2024年3月期第1四半期の当社単体ソルベンシー・マージン比率を、下記のとおり算出しましたのでお知らせいたします。

記

(単位:百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2023年6月30日)
(A)単体ソルベンシー・マージン総額	133,868	115,525
資本金等	60,574	40,890
価格変動準備金	5,048	4,602
危険準備金	—	—
異常危険準備金	53,926	53,477
一般貸倒引当金	20	16
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)	4,009	5,187
土地の含み損益	2,461	3,247
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	7,826	8,102
(B)単体リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2 + (R_3+R_4)^2} + R_5 + R_6$	22,542	22,454
一般保険リスク(R ₁)	14,448	14,441
第三分野保険の保険リスク(R ₂)	—	—
予定利率リスク(R ₃)	639	619
資産運用リスク(R ₄)	5,972	5,832
経営管理リスク(R ₅)	543	539
巨大災害リスク(R ₆)	6,110	6,097
(C)単体ソルベンシー・マージン比率 [(A)/{(B)×1/2}]×100	1,187.6%	1,028.9%

- (注) 1. 「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。当該比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。
2. 当第1四半期会計期間については、計算の基礎となる値の一部について前事業年度の数値を使用するなど、一部簡便的に算出しています。

以上